資　料　1

小平市子ども・若者計画　令和７年度推進状況の概要

1　計画について

(1) 計画の位置付け

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第９条第２項に基づく「市町村子ども・若者計画」で、計画の一部をこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市のこどもの貧困対策に位置づけている。

(2) 計画の期間

平成３０年度から令和７年度までの８年間

※本計画の終了年度については、令和９年度までとしていたが、こだいらこども・若者みらいプランの策定により、令和７年度までの計画期間となった。

(3) 施策の体系

「子ども・若者が夢と希望をもって、自分らしく自立し躍動できる こだいらをめざして」を基本理念として、「子ども・若者自身の力を伸ばし、自信と希望をもって社会を生き抜く力を育てます」、「子ども・若者がチャレンジできる環境を整備します」、「子ども・若者に直接届く支援をします」、「子ども・若者を支える家庭を支援します」、「子ども・若者の成長を支える地域とその担い手が育つ環境を整備します」の５つの基本目標に沿って子ども・若者育成支援施策を推進する。

2　推進状況について

(1) 構成及び事業本数

５つの基本目標のもと、１６１事業（再掲６４事業を含む）を掲載し、令和７年度実施状況、今後の実施予定を掲載した。

(2) 推進状況、主な動き

【重点施策、新規事業１０事業の実施状況】

No.	事業名	実施状況（令和7年度）
27・56・112・136	**「子ども食堂」のあり方の検討** 重点事業・新規事業	活動団体の自主性・自律性や特性を尊重しながら、活動の周知に協力するとともに、小平市社会福祉協議会を通じて、市内のこども食堂の状況把握に努めた。物価高騰対策支援金を12団体に交付した。
32・48・102	**(仮称)子ども・若者地域支援協議会の設置** 重点事業・新規事業	子ども・若者育成支援推進法の施行時から、ひきこもりの高齢化など社会状況が変化していることを踏まえ、庁内の関係部署で連携を図るほか、必要に応じて要保護児童対策地域協議会や青少年問題協議会などの既存の枠組みを活用するなど関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。
33・50・119	**生活困窮者学習支援事業** 重点事業	生活困窮世帯のこども等を対象に、集合型及び派遣型により学習支援を実施した。 〈集合型〉会場:4か所 定員55人 (開始時:49人　退会等:7人、途中入会:7人) 〈派遣型〉 定員:7人 (退会等:1人、途中入会:2人) ※ひとり親家庭学習支援事業と合同実施

No.	事業名	実施状況（令和7年度）
34・51・95・116	**ひとり親家庭学習支援事業** 重点事業・新規事業	児童扶養手当支給の所得水準世帯のこども等を対象に、集合型及び派遣型により学習支援を実施した。 〈集合型〉会場：4か所 定員55人 （開始時：49人　退会等：7人、途中入会：7人） 〈派遣型〉 定員：7人 （退会等：1人、途中入会：2人） ※生活困窮者学習支援事業と合同実施
36・55・94・117・152	**ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業** 新規事業	ひとり親家庭の母又は父とそのこどもに、高卒認定試験合格講座受講費用の一部を給付する事業の周知を行った。 支給件数：0件 支給額：0円
39	**若者応援ガイドブックの発行** 重点事業・新規事業	若者応援ガイドブックの内容を更新して発行し、市内の中学校、高校、大学、児童養護施設などの各施設や、若者の支援に携わる関係機関へ配付した。
74	**児童養護施設退所者への支援情報の提供** 新規事業	若者への支援情報をまとめた若者応援ガイドブックを配付することにより、情報提供を行った。また、若者応援サイトの内容の充実を図った。
108	**受動喫煙防止対策** 新規事業	迷惑喫煙やごみのポイ捨てに対する意識の向上を目指し、環境美化マナーアップキャンペーンを小平駅、新小平駅、鷹の台駅、花小金井駅、一橋学園駅、小川駅にて計14回実施した。 参加者数：157人 啓発品配布数：8,715個 ごみ回収量：45.2kg --- 環境美化マナーアップキャンペーンにて喫煙マナーに関する啓発品を配布した。 令和2年4月1日に改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例が施行されたことに伴い、市ホームページやポスターなどで、周知・啓発を行った。また、受動喫煙防止リーフレット5,000部、受動喫煙防止ポスターを100部作成した。
40	**（仮称）若者応援サイトの検討** 重点事業・新規事業	令和5年度に市ホームページ上に若者向けの情報をまとめた若者応援サイトを開設し、内容の充実を図った。また、併せて若者応援ガイドブックの内容について市ホームページへ掲載した。
46	**若者相談体制の検討** 新規事業	令和3年度より様々な課題を抱えた若者に対する相談窓口を掲載した若者応援ガイドブックを発行し、配付するとともに、市ホームページ等により周知を図った。また、各担当窓口や関係機関だけでは対応が難しい複雑化・複合化した課題について、こだいら生活相談支援センターにおいて、属性や世代を問わず包括的に相談に応じた。

３　小平市子ども・若者計画の総括

小平市子ども・若者計画では、平成 22 年４月施行の「子ども・若者育成支援推進法」第９条第２項に基づくとともに、「小平市第三次長期総合計画基本構想」における青少年育成部門の計画である「第２次小平市青少年育成プラン」を引き継ぐものとして、小平市の子ども・若者育成支援施策の方向性を示し、取組を進めてきた。

(1) 基本目標ごとの振り返り

基本目標１　子ども・若者自身の力を伸ばし、自信と希望をもって社会を生き抜く力を育てます

・No4　ティーンズコーナー（図書館）

中学生・高校生が参加するティーンズ委員会で「ティーンズ委員会大賞」の本を選び、その結果をポスターで全図書館に掲示したほか、ティーンズコーナーで大賞の図書を展示することで、こども・若者自身が主体的に学ぶ機会の充実を図った。

・No22　模擬投票授業、出前講座の実施（選挙管理委員会）

小学校における模擬投票授業の実施校を増やしたほか、中学校における生徒会選挙等の立会演説時を利用し、生徒に対し選挙ワンポイント講座を開催した。

・No26　こども広場事業（こども若者みらい課）

出張こども広場の実施箇所数の増設や、日曜日の開催などで利便性の向上を図り、気軽に安心して遊んだり過ごしたりできる居場所づくりを推進した。

基本目標２　基本目標２ 子ども・若者がチャレンジできる環境を整備します

・No33　生活困窮者学習支援事業（生活支援課）、No34　ひとり親家庭学習支援事業（こども若者みらい課）

経済的な事情等により、学習塾などに通えない生活困窮世帯やひとり親家庭の小学校６年生・中学生・高校生を対象に集合型に加え、派遣型による学習支援も実施し、家庭の経済状況やそのほか困難な状況に関わらない学習環境の充実に努めた。また、学習以外の児童・生徒からの個別の相談にも応じた。

・No39　若者応援ガイドブックの発行（こども若者みらい課）

大学生の意見を参考にしながらこども・若者に関する情報を幅広く収集した若者応援ガイドブックを作成し、中学生・高校生に配付した。

・No40　（仮称)若者応援サイトの検討（こども若者みらい課）

必要な情報がこども・若者に届くよう、若者向けの支援や悩み別の相談機関などの情報をまとめたサイトを市ホームページ上に開設した。

基本目標３　子ども・若者に直接届く支援をします

・No43　子ども家庭支援センター（こども家庭センター）

講座の開催を通じた情報提供を行うとともに、子育て交流ひろばの運営や、こどもと家庭に関するさまざまな相談に応じた。また、ヤングケアラーに関する普及啓発として小学生・中学生・高校生への出前授業を実施した。

・No64　放課後等デイサービス（障がい者支援課）

就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供した。

基本目標４　子ども・若者を支える家庭を支援します

・No75　家庭教育講座の開催（公民館）

各公民館で、子育て中の親を対象として育児に関する不安や、孤立の解消、仲間づくりの機会の提供等を目的とした子育て支援講座を保育付きで実施した。

・No85　ひとり親相談（こども若者みらい課）

ひとり親家庭の生活・住宅・離婚・養育などの悩みごとに寄り添い、家庭の状況に応じた情報提供や自立へ向けた支援、生活の安定につながる就労支援や貸付等により、ひとり親家庭の自立促進を図った。

基本目標５　子ども・若者の成長を支える地域とその担い手が育つ環境を整備します

・No106　情報教育・情報モラル教育の推進（指導課）

一人１台の学習者用端末の活用に向け、小平市立学校における情報活用能力の育成指針を見直した。また、すべての市立小・中学校において、発達の段階に応じて、情報モラル及び情報セキュリティの指導を年間を通じて実施した。

・No112　「子ども食堂」のあり方の検討（こども若者みらい課）

さまざまな世代の居場所、地域の交流の場となるよう、活動団体の自主性・自律性や特性を尊重しながら、活動の周知に協力するとともに、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けている市内の民間団体等が行うこども食堂に対し、開催日数と提供食事数に応じて補助金を交付した。

また、これら以外の各事業についても、計画に基づきおおむね順調に推進が図られた。

(2) 今後の展開

上記のとおり市では「子ども・若者が夢と希望をもって、自分らしく自立し躍動できるこだいらをめざして」を基本理念として、こども・若者の健やかな成長と自立を支援するために様々な取組を推

進してきた。

しかしながら、学校以外における児童・生徒の居場所に対するニーズの高まりや、効果的に情報が届くような情報発信手段等の更なる工夫、インターネットの普及に伴うこども・若者を取り巻く環境変化への対応やＳＮＳ等を安全に正しく利用するための情報リテラシーの必要性など、新たな課題も生じており、適切な対応が求められている状況にある。

また、共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立感の増大、育児に対する負担や不安などの課題改善が図られるよう、こども・若者・子育て家庭を市や関係機関、地域社会全体で支える環境づくりが求められている。

こうした状況も踏まえ、令和５(2023)年４月「こども家庭庁」発足とともに、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、「市町村こども計画」の策定が努力義務となったことを受け、令和８年３月に策定した「こだいらこども・若者みらいプラン」に基づき、こども・若者・子育て家庭を取り巻く課題の解決に向け各種事業を推進していく。

４　今後の予定

令和８年８月 27 日	小平市青少年問題協議会へ報告
令和８年９月 30 日	市議会議員へ情報提供
令和８年 10 月１日	市ホームページでの公表